

## 特別課題研究Ⅱ「大学教育と教職課程」

### 報告書

担当理事：鹿毛雅治、樋口直宏、勝野正章

#### 1. 課題研究スタート時のねらい

本特別課題研究が正式に発足したのは、他の課題研究より1年遅れた2018年9月の第28回大会からである。その端緒となったのは、教育職員免許法施行規則の改正（2017年）に伴う再課程認定の過程において生じた「貸し借り問題」である。中学校、高等学校の旧「教科に関する科目」について、他学科設置科目を自学科科目として充てる際に「A学科で設置されている科目をB学科の科目として申請する際、A学科が教職課程の科目として申請する場合には、B学科の科目としてその科目を『借りてくること』は認められない」と申請時に指摘された大学があり、この問題に関して、鹿毛雅治理事が2018年4月14日に開催されたミニ研究会および理事会において話題提供を行った。その後、学会員を対象に当該問題を含む再課程認定に関する会員アンケート調査が2018年5月5日付でメールにて実施された。この結果は、大会総会において報告されるとともに、今後の方向性として再課程認定の問題にとどまることなく、大学教育における教職課程の問題について学問的な見地から検討を深めるため、本課題研究の設立が承認された。

#### 2. 部会メンバー

- ・鹿毛雅治（慶應義塾大学）、勝野正章（東京大学）、樋口直宏（筑波大学）  
仲田康一（大東文化大学）、伏木久始（信州大学）、  
町田健一（元 国際基督教大学・北陸学院大学）、三村和則（沖縄国際大学）

（この他に、高野和子、牛渡淳、浜田博文、和井田節子、内田千春の各氏が、研究部・事務局より参加）

#### 3. これまでの主な活動

上記のアンケート調査並びに報告を受けて、2018年11月25日には、明治大学においてシンポジウム「今、再課程認定を再考する」（司会：牛渡淳研究部長、話題提供：鹿毛雅治理事・三村和則理事、指定討論：町田健一会員）が開催された。そこでは、アンケートの結果があらためて報告されるとともに、他大学の動向等を含む活発な議論が行われた。その後は、次々に実施されている様々な教師教育改革と関連させながら、研究部と密接に連携しながら検討する機会を設け議論を行ってきた。

2019年度の活動としては、学会行事として日本教育学会東京地区との共催で6月15日に公開シンポジウム「教師教育改革を問い直す」が開催され、その企画に参加した。そこでは「教科に関する専門的事項のコアカリキュラム」、および日本学術会議における「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準（教育学分野）」を取り上げて議論がなされた。また、第29回大会（2019年9月22日）においては、勝野正章理事より「開放制教員養成を考える」、牛渡淳研究部長より「教職課程質保証の動向」、高野和子会長より「教育課程編成上の参照基準（教育学分野）について」というテーマでそれぞれ報告がなされた。さらに、公開研究会として、2019年12月7日に浦野東洋一氏より「教育学部教員の多様化がもたらす波紋について考えてみる～主としていわゆる実務家教員と研究者教員の存

に関して～」、2020年2月11日に三石初雄氏より「教科関連科目のコアカリキュラムと教師の専門職力量の向上」というテーマでの報告がそれぞれあり、議論を行った。

第30回大会（2020年9月13日）においては、本特別課題研究の総括として、高野和子会長から「教職課程の質保証とは—日本学術会議「教育学分野の参照基準」を念頭に」、牛渡淳研究部長から「教職課程コアカリキュラムの再吟味—政策と研究の関わりを問う」、伏木久始理事から「教職課程カリキュラムの将来—①教員養成系の立場から」、仲田康一氏から「教職課程カリキュラムの将来—②開放制養成系の立場から」というテーマでシンポジウム形式の報告がなされた。

#### 4. 成果と課題

アンケートの結果、すべての大学ではないものの「貸し借り問題」は発生しており、申請時の指摘に対して各大学は何らかの対応をしていた。また、この問題については中央教育審議会でも認識しており、教員養成部会課程認定委員会における「教職課程の基準に関する検討事項について」（2018年12月17日）の中で、「複数の学科等間の複数の教職課程における授業科目の共通開設の拡大について」として、基準の見直しが提言された。その点において、本特別課題研究でこの問題を取り上げたのは成果と言える。

その後、本特別課題研究の今日に至る活動を通して、教職課程が「教職の専門性に関わる領域」「教科の専門性に関わる領域」「教育内容と教育方法の複合的な専門性に関わる領域」の三領域から構成されていることがあらためて確認されるとともに、引き続き「大学教育における教職課程とは何か」という問題設定に基づき、理念や制度といった観点から理論化を推進していくことが本学会の責務であるという認識が共有された。

また、研究活動の過程で「大学教育と教職課程」をめぐる多くの課題が山積していることが明らかになり、今後、論点を整理するとともに、それらを構造的に把握することを通して、学問的な見地から理論を構築していくことの意義が確認された。具体的な問題としては、教職課程の「質」とは何かを明らかにしつつ、教職課程認定制度に内在する様々な問題を析出するとともに、教職課程の「質保証」に関する教職課程の認定制度（コアカリキュラムの妥当性など）のあり方や「教育学分野の参照基準」との関係性を明らかにすることや、既存のカリキュラムについて、学士課程と教職課程の両立の可否、教員の養成段階と研修段階の関係、教育学研究と教職課程の関係といった観点から問い直す必要性があることなどが示された。これらの検討にあたっては、国や地方の教育行政による「教員養成改革」に関わる動向を常に踏まえつつ進めていく姿勢が求められることもあらためて確認された。

さらに、今後の研究の進展のためには、今般の再課程認定に関する検証、新課程に関する実態調査（コアカリキュラムの運用など）、今後の教職課程のあり方に関する専門的な意見の収集などを実施し、学会として実証的な研究を積み上げていくことが必要であるという認識も共有された。

なお、本特別課題研究の成果と課題のポイントについては、箇条書きの論点整理としてまとめられた。

本特別課題研究が掲げる「大学教育と教職課程」という研究テーマは、本学会が追究すべき最も主要な課題の一つであるに違いない。今後の本学会における継続的な研究の進展に期待したい。

以下に、本特別課題研究に関わる資料を収録する。